



思いやり ドライバーマッチングサービス事業

角谷佑隼 藤岡孝介



ISHIKARI CITY

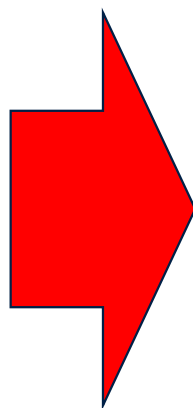




石狩市の課題

石狩市の交通課題

- ・ JRが通っていない
- ・ バスの減便



それによって起きていること

- ・ 買い物弱者の増加
- ・ 通勤が難しい交通空白地域の企業
- ・ 車を持たない人の移動負担





石狩市の課題

将来的な悪影響

1. 交通空白地帯の労働者不足
2. 高齢者の外出機会が減る
3. 若者世代の市外への流出
4. 石狩市企業の衰退





事業への思い

1. 交通課題による新港地域企業の
雇用課題を払拭したい

2. 潜在人材を活かした事業展開

日常的に車を利用している市民
通勤や買い物で市内を移動している人

3. 地域市民の役に立ちたい気持ち

困っている人・力になりたい人の存在
→ 出会う仕組みづくり

4. 地域産業のさらなる活性化





ソリューション

1. 思いやりドライバーマッチングサービス事業

月額会員制アプリ

登録すればアプリ内で条件を設定して、リクエストを申請

2. ドライバー登録

免許証、車両、任意保険証など登録

3. ポイント制度

ドライバーは送迎運送時の走行距離に応じたポイントを獲得できる（実費相当分）

4. 地域応援ポイント（仮）

石狩地域の応援を目的としたポイント

カタログギフトのように、ポイントを利用して石狩産の商品や製品、商品券と交換できる。



ISHIKARI CITY





ユーザー獲得に向けたアプローチ

1. 地域応援ポイント

ドライバー登録をしたユーザーに走行距離に応じた「地域応援ポイント」を付与。
ポイントは提携企業の商品と交換することができる。

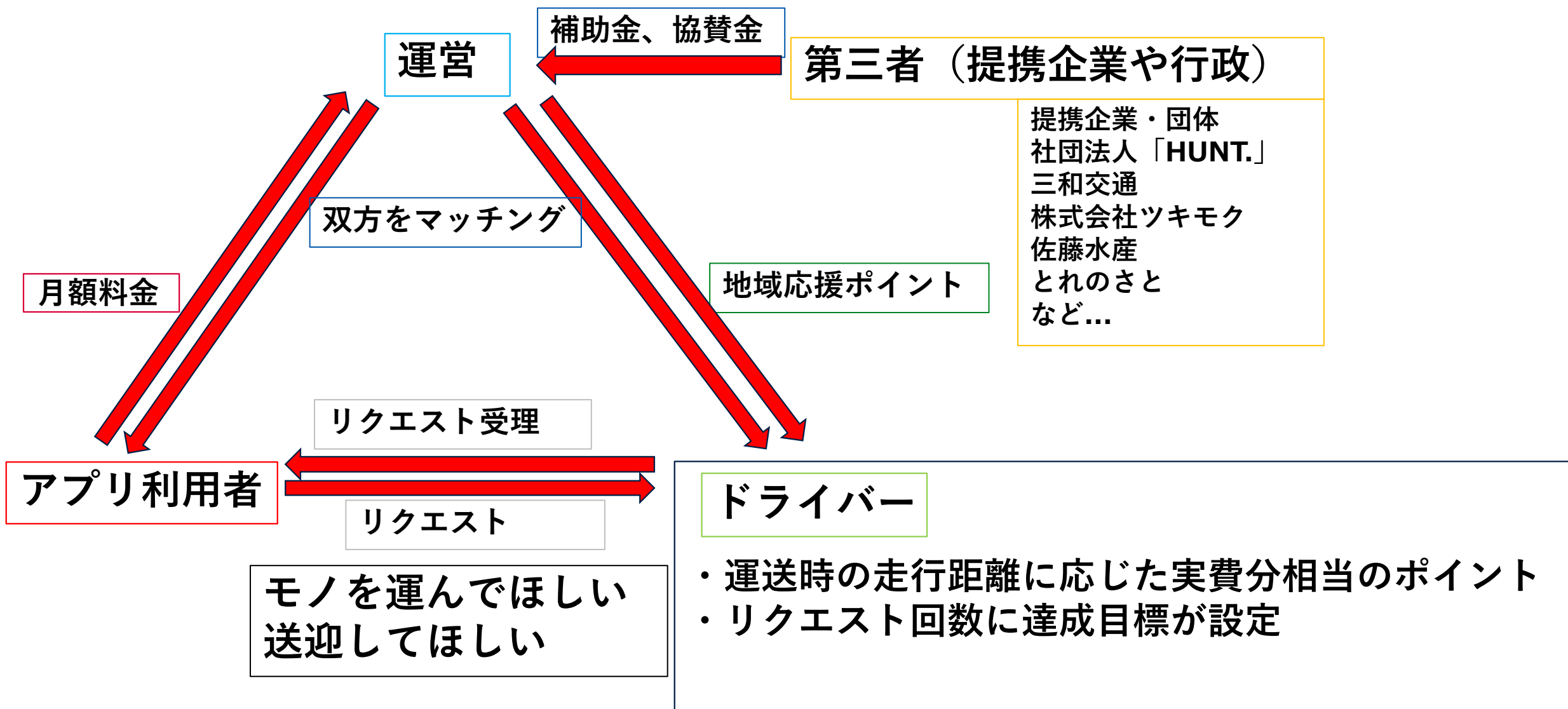
2. クエスト制度

ドライバー登録をしたユーザーはリクエストに応じた数に応じて、
達成目標が設定。地域応援ポイントを獲得できる。

3. 交通空白地帯の企業への告知

交通空白地帯の企業に呼びかけ、ドライバー登録の増加を期待する。





法律の壁



自家用有償旅客運送（法 7 8 条 2 号登録）
交通空白・福祉有償運送

自家用自動車による有償運送（法 7 8 条 3 号許可）
スクールバス・自家用車活用事業

違法！
白タク
白バス

道路運送法によらない

許可又は登録は要しない運送態様
無償、ガソリン代などの実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

道路運送法

第七十八条

自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送のように供してはいけない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省が定める者が、次項の規定により、地域住民又は観光客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送という。

三 公共の福祉を確保をするためやむを得ない場合において、国土交通省の許可を受けて地域または期間を限定して運送の用に供するとき。





補助金制度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

対象：市や交通事業者・ライドシェア実施NPO法人協賛会・連携スキーム

補償対象経費：はじめから最後までトータルの支援、運行経費等

補助：交通空白→500万円まで定額。それ以上は2/3を補助（1億円上限）

共同化・協業促進→1,000万円まで定額、それ以上は2/3を補助（1.2億円上限）

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 「交通空白」解消タイプ

○『「交通空白」解消に向けた取組方針』に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例
左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等）



②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
（輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用等）



④サービス提供に際し実施する要する費用
（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等）

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2/3（上限1億円）

- ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1/3（定額無し）
- ※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限り）
- ※商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）

国土交通省 令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 共同化・協業化促進タイプ

- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの導入・運行の効率化を促し、**持続可能な地域交通の実現を図る**。
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る（地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする）
- ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る
- ※地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

補助対象経費

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等）
- ②輸送資源の共同化の体制構築に係る経費（有識者招聘を含む）
- ③共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入（共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む）、ドライバー確保等に係る経費
- ④サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3（上限1.2億円）

- ※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ（上限2,000万円）



地域波及効果

1. 交通空白地帯の企業の雇用課題の改善
2. 石狩市の買い物弱者の減少
3. 石狩ブランドの認知向上
4. 新たなコミュニティの創出
5. エコ効果（CO2削減）
6. 石狩市の経済効果





明日の一步

1. 多様な補助金プランと本事業とのすり合わせ
2. アプリ開発





おわりに

将来の展望

1. 石狩の交通、雇用問題の解決に貢献
2. 同様の地域課題を抱える地域への事業展開



ISHIKARI CITY

